

埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症のPCR等検査の自家診療について

日頃より、当組合の事業運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、組合員の皆様ご承知のとおり、当組合では、規約により自家診療を給付の対象外とさせていた
だいでいるところですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年3月6日以降、PCR
検査が保険適用となったこと、また、埼玉県からPCR検査の委託を受けた保険医療機関も増加し
ていることから、自家診療関連のお問い合わせをいただいているところです。

これを受けまして、先に開催された定例理事会において、公費となった感染症の防疫的観点から、
自事業所での行政検査であるPCR等検査費用においては、公費にかかる保険者負担額は、自己負担
が生じないように7割又は8割の給付とする規約改正を理事の専決により議決し、監督官庁である埼
玉県の認可を得たところです。

つきましては、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

記

○ 事業所内で当組合に加入中の被保険者にPCR検査を実施した場合

- ① 労災への該当・非該当をご確認ください。
- ② 労災非該当の場合、当組合に「自家診療B」の申請書をご請求ください。
- ③ 「自家診療B」にてご申請ください。
- ④ 定例理事会で審査し、承認（不承認）通知を送付します。
- ⑤ 承認通知が到着しましたら、公費番号28の診療報酬明細書を埼玉県国民健康保険団体連合会
にご提出ください。
- ⑥ 診療報酬明細書の公費部分を除く請求点数を規約、規程に基づき5割給付にさせていただきます。

<費用負担のイメージ>

PCR検査費用(公費負担)		初再診料等の診療費		
県負担 (2割又は3割)	保険者負担(7割又は8割)	自己負担(2 割又は3 割)	自己又は 事業所負担 (2割又は3 割)	保険者負担(5割)

○ 公費部分のみ請求する場合（自家診療Bの申請をしない場合）

PCR検査費用（検査＋判断料）のみの公費番号28の診療報酬明細書を埼玉県国民健康保険団
体連合会にご提出ください。

<費用負担のイメージ>

PCR検査費用(公費負担)		初再診料等の診療費
県負担 (2割又は3割)	保険者負担(7割又は8割)	自己又は事業所負担(10割)



国保マスコット 健康まるくん